

【資料1-2】

平成28年8月22日

第3回専門分科会資料

県立社会福祉施設のあり方について

(意見具申)

【たたき台】

平成28年 月 日

福島県社会福祉審議会

目次

はじめに	1
1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性	2
(1) 社会情勢の変化による新たな課題等	
(2) 見直しの必要性	
2 県立社会福祉施設の役割	6
(1) 県が果たすべき役割	
(2) 民間に期待される役割	
(3) 今後、県に求められる役割	
3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性	8
4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性	
むすびに	

【参考資料】

- (1) 県立社会福祉施設一覧
- (2) 社会福祉審議会委員名簿
- (3) あり方専門分科会委員名簿
- (4) 審議経過

○ 県立社会福祉施設のあり方について（意見具申）

福島県社会福祉審議会 平成16年2月18日 別冊添付

1
2 **はじめに**
3

4 福島県社会福祉審議会では、平成16年2月に急速な少子高齢化や核家
5 族化の進展、介護保険制度の導入など福祉を取り巻く環境が大きく変化し
6 たことを踏まえ、施設の役割や今後の方向性について調査審議し、県立社
7 会福祉施設のあり方について、県に対して意見具申を行った。

8
9 県では当審議会の意見を踏まえ、同年3月に「県立社会福祉施設（入所）
10 のあり方見直しについて」を策定し、10施設を民間へ移譲し、6施設に
11 指定管理を導入するなど進捗管理をしながら見直しに取り組んできたとこ
12 ろであるが、10年余りが経過し、改めて検討する時期に来ている。

13
14 また、平成25年3月に県が策定した福島県保健医療福祉復興ビジョンで
15 は、「人と地域のつながりに支えられ、子どもたちが健やかに育ち、高齢者、
16 障がい者、すべての人が健康で生きがいと幸せを実感でき、安心して暮らせ
17 る新しいふくしま」を目指すこととしており、この理念の下、県立社会福祉
18 施設の入所者一人ひとりのニーズに対応したサービスが提供できるよう行
19 政や民間がより一層様々な連携を図っていく必要がある。

20
21 このため、当審議会では、平成28年6月に「県立社会福祉施設のあり
22 方専門分科会」を設置し、県立社会福祉施設のあり方について調査審議し
23 てきたが、このほど、県立社会福祉施設の担うべき役割やこれからの方向
24 性などを本書のとおり取りまとめ、県に意見具申することとした。

25
26 県は、本書の内容を踏まえ、これからの県立社会福祉施設の基本的方向
27 性を取りまとめるとともに、可能なものから見直しを実行していくことを
28 期待する。

1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性

(1) 社会情勢の変化による新たな課題等

① 法制度の改正等

前回の見直し以降、県立社会福祉施設関係の法令については、平成16年の発達障害者支援法制定を始め、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律などが改正されている。そのうち、乳児院や障がい児・者関係施設に係る法令が、下記のとおり大幅に改正されている。

(乳児院)

「児童福祉法」が平成16年に改正され、乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件が見直しされ、安定した生活環境の確保等により特に必要がある場合には、乳児院に2歳以上の幼児を、児童養護施設に2歳未満の乳児を入所させることができるものとした。

(障害児入所施設)

「児童福祉法」が平成24年に改正され、障害児の定義の見直しにより、「身体障害」と「知的障害」に加えて「精神障害」（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む）が追加された。

また、障害種別（知的・盲ろうあ・肢体不自由・重症心身障害等）ごとに分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態別に区分され、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」に再編・一元化された。

なお、より身近な地域で支援が受けられるよう「障害児通所支援」には、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等が創設された。

このほか、18歳以上の入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から障害者施策（障害者総合支援法）で対応することとされた。

なお、経過措置は、平成30年3月までとされており、当該期限までに18歳以上の入所者の地域生活移行など個別支援が必要となる。

1
2 (障害者支援施設)

3 「障害者自立支援法」が平成18年に制定され、身体障がい者及び知的
4 障がい者に加え、精神障がい者の区分をなくし、制度が一元化された。

5 また、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、障がいのあ
6 る方が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な障害福祉サービ
7 スや相談支援等が受けられるよう福祉施設や事業体系が抜本的に見直さ
8 れた。

9
10 「障害者総合支援法」が平成25年に制定され、障害福祉サービスの充
11 実など障がいの日常生活・社会生活を総合的に支援するため、障害支援
12 区分の創設や重度訪問看護の対象拡大、ケアホーム（共同生活介護）のグ
13 ループホーム（共同生活援助）への一元化などの見直しが図られた。

14 また、障がいの定義が見直され、難病等を抱える方も障がいの者に加
15 えられた。

16
17
18 ② 施設利用者の状況の変化

19 県立社会福祉施設の利用者についても、各施設とも内容は異なるものの、
20 それぞれ利用者の状況が変化しており、これに伴い新たな課題が生じてい
21 る。

22
23 (婦人保護施設)

24 婦人保護施設では、ドメスティック・バイオレンスが社会問題となる
25 中、その被害者の相談や保護が主たる業務となっている。近年、複数人
26 の同伴児と入所する女性が増加しており、入所する女性については、家
27 事等の生活スキルが身につけておらず、センターにおいて支援が必要な
28 ケースが増えていることから、入所が長期化する傾向にある。

29
30 (児童自立支援施設)

31 児童自立支援施設では、非行は減少しているものの、虐待や障がいに起
32 因する問題行動を抱える児童が増加しており、児童相談所との密な連携が
33 求められている。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

(乳児院)

乳児院では、里親のもとでは養育が困難な、疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されているほか、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安定した生活が継続できるよう乳児期から幼児期、少年期まで一貫した養育環境が求められている。

(障害児入所施設)

医療型障害児入所施設では、入所児童の構成が、徐々に肢体不自由児から重症心身障がい児へ移行し、より密度の濃いケアが必要となっている。また、外来においては、発達障がい等を中心とした小児科・精神科等の受診が大幅に増加している。

福祉型障害児入所施設では、大笹生学園（知的障がい児）、郡山光風学園（ろうあ児）とも入所児童は減少傾向にあるが、障がいの重度化や身体・知的・発達障がいなどの重複障がいに対応するため、医療的ケアや特別支援教育との連携が求められている。

(障害者支援施設)

障害者支援施設では、入所者の高齢化や障がいの重度化、複合化により、医療的なケアが求められているほか、重度障がい者の地域生活での移行先がないことから、入所期間が長期化する傾向にある。

(太陽の国関連施設)

太陽の国病院では、施設での看取りに取り組んでおり、入院患者が減少している。

厚生センターや勤労身体障がい者体育館では、入所者の高齢化・重度化や近隣地域における施設整備等により、利用者が減少している。

1
2 (2) 見直しの必要性
3

4 県立社会福祉施設のあり方見直しについては、平成16年2月18日
5 に本審議会の意見具申を踏まえ、県では同年3月30日に「県立社会福祉
6 施設のあり方見直しについて」を策定し、これまで10施設を民間に移譲
7 し、6施設に指定管理制度を導入するなど工程管理を行いながら、見直し
8 を進めてきた。

9
10 この見直しから10年余が経過し、前述のような法制度改正や施設利用
11 者の状況など、県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢も変化し、新たな課
12 題等も生じていることから、見直しを行う必要がある。

13
14 また、太陽の国については、平成18年度から指定管理者制度を導入し
15 て以来、利用者本位のきめ細かなサービス提供がなされている。

16 しかし、県立の障がい者支援4施設（ひばり寮・けやき荘・かしわ荘・
17 かえで荘）における利用者の高齢化、障がいの重度化に伴う課題だけでは
18 なく、関連施設においても利用者の減少等、各施設それぞれに課題を抱え
19 ていることから、全体的な見直しを行う必要がある。

2 県立社会福祉施設の役割

県立社会福祉施設の役割を検討するに当たって、前回の意見具申において整理した行政と民間との役割分担について、あらためて触れておきたい。

前回の見直しにおける「県が果たすべき役割」、「民間に期待される役割」は、次のとおり整理されている。

(1) 県が果たすべき役割

- ①市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的、技術的なサービスの実施や市町村への助言、支援などを行うこと。
- ②市町村等と連携しながら、地域の特性を生かしつつも、地域格差が生じないようなサービス体制づくりを推進すること。
- ③民間福祉団体等の活動や地域住民の連帯感の醸成などについて、市町村と連携し、活動しやすい環境づくりを行うこと。

(2) 民間に期待される役割

- ①施設運営を行う社会福祉法人は施設利用者に対し、質の高い生活環境の整備や適切な処遇の確保に努め、本県の施設福祉サービスの向上に寄与することが求められる。
- ②企業は、地域を市場としながら、市町村や県などの公的なサービスとの連携と競争などを進めることにより、多様で質の高いサービスの提供が望まれる。

こうした考え方は、大枠では現在でも大きな変更はなく、今回のあり方検討においても、その延長線上で議論すべきであると考えられるため、上記のような行政と民間の役割分担を踏襲した上で、「今後、県に求められる役割」を検討することとした。

(3) 今後、県に求められる役割

前回の意見具申において、「行政と民間の役割分担を踏まえ、県としてやるべきこと、県でなければできないことに重点化するとすれば、これからの県立社会福祉施設が担うべきは下記のとおりである」として、次のとおり整理されている。

1
2 (今後も県が運営する必要がある施設の考え方)

3 ①法令上、県が設置する必要がある施設

4 ②県内全域を対象とした性格を有するなど、広域的な役割を担い、かつノ
5 ウハウや人材確保、採算上から民間で対応していくことが困難な施設

6 ③高度、専門的、技術的なサービスを必要とするなど、ノウハウや人材確
7 保の面から、民間で対応していくことが困難な施設

8 ④セーフティーネットを担うなど、採算上から民間の参入が見込めない施
9 設

10
11 これらについても、今回のあり方検討において、「今後も県が運営する必
12 要がある施設の考え方」として継承すべきと考える。

13
14 一方で、冒頭でも整理したように、法制度の改正や施設利用者の状況の
15 変化等への対応も必要である。

16
17 すなわち、県は広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供、セーフ
18 ティーネットなど従来からの役割を適切に果たしつつ、法改正や利用者の状
19 況の変化等に伴う新たな課題に対応していくことが求められている。

20
21 そのためには、「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方
22 向性」を明確にしたうえで、その方向性に沿って人的・財政的な資源を新た
23 な課題への対応に振り向けていく必要がある。

24
25 また、民間に任せられるものは民間へという前回のあり方検討における
26 考え方を踏襲し、各施設について現在も引き続き県立施設として果たすべ
27 き役割があるかについても、再度、検証すべきであると考えている。

28
29 このため、新たな課題への対応のための指針となる「県立社会福祉施設の
30 あり方検討に当たっての基本的な方向性」において整理しておく。

3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性

前述の法制度の改正や利用者の状況の変化及び県立社会福祉施設の役割を踏まえ、県として広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供、セーフティーネットなどの役割を適切に果たしつつ、今後、新たな課題への対応として、どのようなところに力を入れていくべきかといった基本的な方向性について、次のとおり整理した。

- ① 障がいがある方も地域で普通に暮らせる形が理想であり、障がいのある方も障がいの程度に関わらず、地域で生活できる環境が必要である。このため、県はグループホーム等の地域生活移行の受け皿の整備を促進するなど、施設入所者及びその家族の希望に沿った生活を支援するために、サービスの選択肢を準備できるように施策を推進していく必要がある。
- ② 施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るための福祉と医療・教育等との連携を促進する必要がある。
- ③ 入所者の生活の質の向上を図る観点から施設の仕様や規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、専門的なケアを充実していく必要がある。

また、民間に任せられるものは民間にという考えの下、あり方を検討すべきであるが、県立施設の運営を民間に移行する際は、山間部など採算の面から民間ではサービスを維持できない地域の住民にしわ寄せがないように配慮すべきである。

なお、県立社会福祉施設として、運営を継続していくに当たっては、地域のニーズを踏まえ、要援護者に対する支援など、地域における役割を積極的に果たすべきであるとする。

これらの基本的な方向性を踏まえ、「県立社会福祉施設それぞれのこれらの方向性」について整理する。